

令和4年1月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ワ)第11663号 発信者情報開示請求事件

口頭弁論終結日 令和3年12月8日

判 決

5 当 事 者 の 表 示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告は、原告に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

10 第1 請求

主文同旨。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

15 本件は、指定商品を被服等とする商標の商標権を有する原告が、インターネットのフリーマーケットサイトに投稿された被服の出品記事において、同商標と同一と認められる標章が使用されており、これによって上記商標権が侵害されたことが明らかであると主張して、同サイトを運営する被告に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）4条1項に基づき、被告が保有する同出品記事の投稿者に係る氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メ  
20 ールアドレス（以下「本件発信者情報」という。）の開示を求める事案である。

2 前提事実（証拠等の掲示のない事実は、当事者間に争いが無い。なお、枝番号の記載を省略したものは、枝番号を含む。）

(1) 原告商標権

25 原告は、アパレル製品の製造販売等を取り扱う会社であり、別紙商標権目録記載の商標権を有している（以下「原告商標権」といい、原告商標権に係る商標を「原告商標」という。）。(弁論の全趣旨)

(2) 本件記事

氏名不詳者は、令和3年3月23日以前に、インターネットのフリーマーケットサイトに別紙投稿記事目録記載の記事を投稿してロングコートを出品した（以下、同氏名不詳者を「本件投稿者」、同投稿を「本件投稿」、同ロングコートを「本件コート」という。）。(甲  
5 2)

同記事には、本件コートの商品名として、別紙標章目録記載のと通りの標章が使用されている（以下「本件標章」という。）。(甲2)

(3) 本件発信者情報の保有

被告は、前記フリーマーケットサイトを運営しており、本件投稿に関してプロバイダ責  
10 任制限法4条1項の「開示関係等役務提供者」に当たり、本件発信者情報を保有している。

(4) 本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由

原告は、本件投稿者に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を行使することを予定しており、本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由がある。(弁論の全趣旨)

3 争点

15 本件の争点は、本件投稿によって原告商標権が侵害されたことが明らかであるか否かであり、これに関する当事者の主張は次のとおりである。

**【原告の主張】**

本件投稿は、原告商標の指定商品である被服に関する広告、取引書類に、原告商標と同一と認められる標章を付して展示して、本件標章を使用しているから、これによって原告  
20 商標権が侵害されたことは明らかである。また、本件コートは、原告が販売を予定していた商品であるものの、その販売は全て中止したため、原告が流通過程に置いたものは存在しないから、実際に流通していた商品である旨の被告の主張は失当であり、上記商標権侵害は違法である。

**【被告の主張】**

25 原告の主張は争う。本件投稿者は、被告からの意見照会に対して、本件コートは海外のインターネットショッピングサイトで購入したものであって、同サイトでは転売を禁止す

などの説明は付されておらず、また、本件コートは実際に流通していた商品であるなどと回答しており、これを事実として検討すれば、本件投稿における本件標章の使用によって原告商標権が侵害されたことが明らかであると判断することはできない。

### 第3 当裁判所の判断

- 5 1 争点（本件投稿によって原告商標権が侵害されたことが明らかであるか）について  
原告は、本件標章の使用により原告商標権が侵害されたことが明らかであると主張するので、検討する。

本件標章は、ローマ字部分と片仮名部分によって構成されているが、その態様に照らし、  
10 両部分を分離して観察することが取引上不自然と思われるほど不可分的に結合しているものとは認められず、同ローマ字部分を分離して観察することが許されるというべきである。

そこで、原告商標ではなく上記ローマ字部分が同一又は類似の商品（被服等）に使用されたとき、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かについてみると、両者は、  
15 称呼と観念が同一であり、外観も、字体、フォント、飾り文字の使用、「Petit」と「Robe」との間の小間隔の有無、構成が1段か2段かなどの点については僅かな違いがみられるが、  
取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、被服の取引の実情に照らして全体的に考察すれば、上記相違点は両者の同一性を左右するものではなく、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるというべきである。そうすると、原告商標と本件標章は  
20 類似しているというべきであるところ、前記前提事実によれば、本件投稿は、インターネットのフリーマーケットサイトにおいて、原告商標の指定商品である被服に関する広告を  
内容とする情報に、原告商標と類似する本件標章を付して電磁的方法により提供したものであるから（商標法2条3項8号）、本件標章の使用により原告商標権が侵害されたことが  
明らかであるといえる。

これに対し、被告は、本件コートは本件投稿者が海外のインターネットショッピングサイトで購入したものであると主張するが、上記説示を左右するものではなく、商標権の侵害行為が違法性を欠くと認めるに足りる事情の主張立証がされているとはいえない。また、  
25 被告は、本件コートは実際に流通していた商品であるとも主張するが、証拠（甲4、5、

6, 7) によれば, 原告は, 令和2年10月頃, 販売予定であった本件コート<sup>5</sup>を97着制作したものの, その後, 本件コートの販売中止を決め, 令和3年1月頃, 制作済みの97着を全て廃棄し, 別途制作していた本件コートのサンプル品2着についても仕入先に返却したことが認められる。そうすると, 原告が自ら本件コートを流通過程に置いたとは認められず, その他の証拠を精査しても, 本件投稿による原告商標権の侵害を否定すべき事情は認められない。そうすると, 被告の上記各主張はいずれも採用できない。

したがって, 本件投稿によって原告商標権が侵害されたことが明らかであると認められる。また, 前記前提事実によれば, プロバイダ責任制限法4条1項が規定するその他の要件の充足も認められる。

10      2 結論

以上によれば, 本件請求は理由があるからこれを認容することとして, 主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第47部

15

裁判長裁判官

\_\_\_\_\_  
田 中 孝 一

20

裁判官

\_\_\_\_\_  
鈴 木 美 智 子

25

裁判官

---

稻 垣 雄 大

(別紙)

当 事 者 目 録

原 告 株式会社ストライプインターナショナル

同訴訟代理人弁護士 柿 田 徳 宏

被 告 株式会社メルカリ

同訴訟代理人弁護士 両 角 禎 憲

(別紙)

発信者情報目録

別紙投稿記事目録記載の記事を投稿した者に関する以下の情報

- ① 氏名又は名称
- ② 住所
- ③ 電話番号
- ④ 電子メールアドレス

(別紙)

## 投稿記事目録

URL <https://> (以下省略)

出品者名 (省略)

出品名 Maison de FLEUR Petite Robe ロングコートメゾンドフルール

(別紙)

## 商 標 権 目 録

登録番号 第6194043号

登 録 日 令和元年11月1日

商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

第14類 貴金属、宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品、キーホルダー、宝石箱、記念カップ、記念たて、身飾品、貴金属製靴飾り、時計、貴金属製箱

第18類 皮革、皮革製包装用容器、かばん類、袋物、傘、ステッキ、つえ、つえ金具、つえの柄、乗馬用具

第25類 被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用衣服、運動用特殊靴、運動用特殊衣服

第35類 貴金属の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、刀剣の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、かな床・はちの巢の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、手動工具（「すみつぼ類・研磨紙・研磨布・研磨用砂・人造軽石・つや出し紙・革砥・鋼砥・砥石・装飾塗工用ブラシ・おけ用ブラシ・金ブラシ・管用ブラシ・工業用刷毛・船舶ブラシ」を除く。）の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、すみつぼ類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、安全錠・鍵用金属製リング・金属製鍵・南京錠の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、キーホルダーの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、錠（電気式又は金属製のものを除く。）の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、家具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、記念カップ・記念たての小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、布製身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、うちわ・扇子の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、ガーター・靴下止め・ズボンつり・バンド・ベルトの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、腕止めの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、身飾品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、衣服用き章（貴金属製のものを除く。）・衣服用バックル・衣服用バッジ（貴金属製のものを除く）・衣服用ブローチ・帯留・ボンネットピン（貴金属製のものを除く）・ワッペン・腕章の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、頭飾品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、ボタン類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、傘の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、つえ用金属製石突きの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、ステッキ・つえ・つえ金具・つえの柄の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、貴金属製靴飾りの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、時計の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、貴金属製箱の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、皮革の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、皮革製包装用容器の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、運動用保護ヘルメット・ホイッスルの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、運動用特殊靴の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、運動用特殊衣服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、体操用マットの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、運動用具（登山用・サーフィン用・水上スキー用・スキューバダイビング用のものを除く。）の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、拍車の小売

又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、乗馬用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、水中ナイフ・水中ナイフ保持具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、ウエイトベルト・エアタンク・レギュレーター・シュノーケルの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、ウインドサーフィン用のセイルの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、サーフィン用・水上スキー用・スキューバダイビング用運動用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、仮装用衣服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、輸出入に関する事務の代理又は代行、競売の運営、広告、販売促進のための企画及び実行の代理、他人の事業のために行う物品の調達及びサービスの手配、販売を目的とした各種通信媒体による商品の紹介

商標の構成

Maison de FLEUR

*Petite Robe*